六　給与法第十一条の扶養手当（第十九号に掲げるものを除く。）
七　給与法第十一条の三の地域手当（第十九号に掲げるものを除く。）
八　給与法第十一条の八の広域異動手当（第十九号に掲げるものを除く。）
九　給与法第十一条の九の研究員調整手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十　給与法第十一条の十の住居手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十一　給与法第十二条の通勤手当
十二　給与法第十二条の二の単身赴任手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十三　給与法第十三条の特殊勤務手当
十四　給与法第十三条の二の特地勤務手当（第十九号に掲げるものを除く。）及び同法第十四条の特地勤務手当に準ずる手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十五　給与法第十六条の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当及び同法第十九条の二の宿日直手当
十六　給与法第十九条の三の管理職員特別勤務手当
十七　給与法第十九条の四の期末手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十八　給与法第十九条の七の勤勉手当（第十九号に掲げるものを除く。）
十九　給与法第二十三条の休職者の給与
二十　任期付職員法第七条第一項の俸給表に基づき支給した俸給（同条第三項の規定に基づき支給した俸給を含む。第十九号に掲げるものを除く。）
二十一　任期付職員法第七条第四項の特定任期付職員業績手当（第十九号に掲げるものを除く。）
二十二　任期付研究員法第六条第一項の俸給表に基づき支給した俸給（同条第四項の規定に基づき支給した俸給を含む。第十九号に掲げるものを除く。）
二十三　任期付研究員法第六条第二項の俸給表に基づき支給した俸給（第十九号に掲げるものを除く。）
二十四　任期付研究員法第六条第五項の任期付研究員業績手当（第十九号に掲げるものを除く。）
二十五　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の寒冷地手当（第十九号に掲げるものを除く。）

（内閣官房令で定める統計報告）

第五条　人事統計報告に関する政令第二条第五号の内閣官房令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。

２　再任用職員在職状況統計報告は、七月一日現在における法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、勤務時間別の現在員数を調査集計し、別記様式第五により、八月三十一日までに作成するものとする。

（内閣官房令で定める統計報告）

第七条　人事統計報告に関する政令第二条第七号の内閣官房令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。

２　再任用職員在職状況統計報告は、七月一日現在における法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、勤務時間別の現在員数を調査集計し、別記様式第七により、八月三十一日までに作成するものとする。